

## 2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類

- (1) 受検資格区分(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類(A票、B票\*、C票、D票)及び必要な証明書類等を提出してください。  
(申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません)  
※ B票は受検資格区分(ニ)、(ホ)の方のみ必要です。
- (3) 実務経験の内容及び年数、指導監督の実務経験、実務経験の証明等については、9～16ページを参照してください。

- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、49ページおよび当センターホームページの「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は19ページを参照してください。

### ご注意

・ 申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

### 受検資格区分(イ) 最終学歴卒業後の実務経験年数 受検資格区分(ロ) 2級合格者の実務経験年数 受検資格区分(ハ) 技能検定合格者の実務経験年数

区分	学歴と資格		管工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類		
			指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	区分(イ)、(ロ)、(ハ)の受検者全員が必要な書類	
(イ)	学校教育法による ・ 大学 ・ 専門学校の「高度専門士」*1		卒業後 3年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 4年6ヵ月以上 の実務経験年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(18ページ参照)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書は原本のみ</li> <li>卒業式で授与される卒業証書は不可</li> <li>卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です</li> <li>高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です(記載がない場合は別途証明書が必要)</li> <li>専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です</li> </ul> </li> </ul>	① A票 ・ 21～24、29ページ参照  ② C票 ・ 31～32ページ参照 ・ 証明用写真を貼付(17ページ参照)  ③ D票 ・ 30ページ参照 ・ 振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照)	
	学校教育法による ・ 短期大学 ・ 高等専門学校(5年制) ・ 専門学校の「専門士」*2		卒業後 5年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 7年6ヵ月以上 の実務経験年数			
	学校教育法による ・ 高等学校 ・ 中等教育学校(中高一貫6年) ・ 専修学校の専門課程		卒業後 10年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 11年6ヵ月以上 の実務経験年数			
	その他(学歴を問わず)		15年以上の実務経験年数 1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。				—
(ロ)	2級管工事施工管理技術検定 第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後 5年以上の実務経験年数 (本年度該当者は令和2年度までの合格者) 1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)</li> </ul>	※B票の提出は不要です。	
	2級管工事施工管理技術検定第二次検定*合格後、実務経験が5年未満の者 (※令和2年度までは実地試験)	学校教育法による ・ 高等学校 ・ 中等教育学校(中高一貫6年) ・ 専修学校の専門課程	卒業後 9年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 10年6ヵ月以上 の実務経験年数			<ul style="list-style-type: none"> <li>2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)</li> <li>卒業証明書(18ページ参照)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書は原本のみ</li> <li>卒業式で授与される卒業証書は不可</li> <li>卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です</li> <li>専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です</li> </ul> </li> </ul>
		その他(学歴を問わず)	14年以上の実務経験年数 1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。				
(ハ)	技能検定合格者  職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の「配管」(建築配管作業とするものに限る)とするものに合格した者		10年以上の実務経験年数  この年数のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。ただし、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年12月25日厚生労働省令第180号)の施行の際、既に1級の「配管」を取得していた方は、実務経験の記載は不要です。(改正前の職業訓練法施行令(昭和48年政令第98号)による「空気調和設備配管」若しくは「給排水衛生設備配管」又は「配管工」を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>1級技能検定に合格したことを証する書類(写)</li> </ul>		

\*1、\*2 18ページ参照

受検資格区分(二) 専任の主任技術者の実務経験が1年(365日)以上ある者(25ページ参照)

受検資格区分(ホ) 指導監督的実務経験が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者(27ページ参照)

区分	学歴と資格		管工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類			
			指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	該当区分の受検者全員が必要な書類		
(二)	専任の主任技術者の実務経験が1年(365日)以上ある者	2級管工事施工管理技術検定第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後 3年以上の実務経験年数 (本年度該当者は令和4年度までの合格者)		<ul style="list-style-type: none"> <li>2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)</li> </ul>	① <b>A票・B票(B-1)</b> ・21~26、29ページ参照 ② <b>C票</b> ・31~32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照) ③ <b>D票</b> ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照) ④ 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(25ページ⑤参照) ⑤ 住民票 ・17ページ参照	
		2級管工事施工管理技術検定第二次検定*合格後、実務経験が3年未満の者 (※令和2年度までは実地試験)	学校教育法による ・短期大学 ・高等専門学校(5年制) ・専門学校の「専門士」	卒業後 7年以上の実務経験年数		卒業後 7年以上の実務経験年数		<ul style="list-style-type: none"> <li>2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)</li> <li>卒業証明書(18ページ参照)                              ・卒業証明書は<b>原本のみ</b>                              ・卒業式で授与される卒業証書は不可                              ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です                              ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です(記載がない場合は別途証明書が必要)                              ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です</li> </ul>
			学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程					
			その他(学歴を問わず)	12年以上の実務経験年数		—		<ul style="list-style-type: none"> <li>2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)</li> </ul>
		その他	学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	卒業後 8年以上の実務経験年数	卒業後 *3 9年6ヵ月以上の実務経験年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(18ページ参照)                              ・卒業証明書は<b>原本のみ</b>                              ・卒業式で授与される卒業証書は不可                              ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です                              ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です</li> </ul>		
その他(学歴を問わず)	13年以上の実務経験年数		—					
(ホ)	指導監督的実務経験が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者	2級管工事施工管理技術検定第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後 3年以上の実務経験年数 (本年度該当者は令和4年度までの合格者) ※2級合格後、以下の両方を含む3年以上の実務経験年数を有している者 ・指導監督的実務経験年数が1年以上 ・専任の監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験年数		<ul style="list-style-type: none"> <li>2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)</li> </ul>	① <b>A票・B票(B-2)</b> ・21~24、27~29ページ参照 ② <b>C票</b> ・31~32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照) ③ <b>D票</b> ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照) ④ 住民票 ・17ページ参照	
		学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	指定学科を卒業後 8年以上の実務経験年数 ※左記学校の指定学科を卒業後、以下の両方を含む8年以上の実務経験年数を有している者 ・指導監督的実務経験年数が1年以上 ・5年以上の実務経験の後に、専任の監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験年数		<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(18ページ参照)                              ・卒業証明書は<b>原本のみ</b>                              ・卒業式で授与される卒業証書は不可                              ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です                              ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です</li> </ul>			

\*3 職業能力開発促進法による2級配管技能検定合格者、給水装置工事主任技術者に限ります(合格証書の写しが必要です)。2級配管技能検定、給水装置工事主任技術者の資格を取得していない場合は11年以上の実務経験年数が必要です。